



上野国多胡碑にみる「交通」

メタデータ	言語: ja 出版者: 飯田市歴史研究所 公開日: 2024-02-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 磐下, 徹 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/0002000399

小林芳則・武石彰夫校注「梁塵秘抄」(新日本古典文学大系56「梁塵秘抄 閑吟集」)
狂言歌謡、岩波書店、一九九三年)

佐久市教育委員会「佐久市埋蔵文化財調査報告書 第二二六集 聖原(第5分冊)」(二〇〇五年)

杉本悠樹「鯉ノ水遺跡(二〇一三年度上半期遺跡調査発表会要旨)」(山梨考古一三〇、二〇一三年)

西宮一民「萬葉集全注 卷第三(有斐閣、一九八四年)」
原 明芳「発掘資料から見た甲斐国と信濃国」(山梨県立博物館共同研究会発表資料、二〇一二年五月二〇日)

平川 南「甲斐の交通」(『山梨県史』通史編1原始・古代、二〇〇四年)
平川 南「古代『東国』論―歴史と文学の往来―」(仁藤敦史編『歴史研究の線5 歴史と文学のあいだ』、総研大日本歴史研究専攻・国立歴史民俗博物館、二〇〇六年)

平川 南「全集日本の歴史2 日本の原像」(小学館、二〇〇八年 a)
平川 南「古代日本の交通と甲斐国」(『前掲』「古代の交易と道 研究報告書」、二〇〇八年 b)

平川 南「律令国郡里制の実像 上」(吉川弘文館、二〇一四年)
平野 修「川を上り峠を越える製塩土器」(『前掲』「古代山国の交通と社会」、二〇一三年)

前田晴人「日本古代の道と衢」(吉川弘文館、一九九六年)

山口英男「八・九世紀の牧について」(『史学雑誌』九五―一、一九八六年)

山口英男「長屋王家と石山院」(『山梨県史』通史編1原始・古代、二〇〇四年)
山路直充「山国の寺―情報伝播からみた山国の交通―」(『前掲』「古代山国の交通と社会」、二〇一三年)

山田真一「長野県出土の甲斐型土器」(『山梨県考古学協会誌』五、一九九二年)

山梨県考古学協会「特集 甲斐国における平安時代研究の現状と課題」(『山梨県考古学協会誌』五、一九九二年)

山梨県立博物館「甲斐道をゆく―交流の文化史―」展示図録(二〇〇九年)

報告

上野国多胡碑にみる「交通」

磐下 徹

はじめに

群馬県高崎市吉井町大字池字御門に所在する多胡碑は、和銅四年(七一一)の年紀をもつ古代の石碑として著名である。

多胡碑に関する文献上の最古の記録は、永正六年(一五〇九)に成立したとされる連歌師柴屋軒宗長の紀行文『東路の津登』の中の記述で、「上野国多胡郡弁官符碑」として見えている。また、延文年間(一三五六―一三六一)に成立したと考えられる説話集『神道集』に収録される「上野勢多郡鎮守赤城大明神事」には、「多胡庄」の「羊大夫」なる「足早」の人物が登場するが、これは碑文中の「羊」に由来していると考えられる。

このように多胡碑は、中世の文献にもその足跡を残しており、例えば金井沢碑や那須国造碑など、近世になって「再発見」された古代の石碑とは異なつた来歴を持つている。多胡碑は建碑以来、一貫して地域社会の中で忘れ去られることなく存在し続けてきたといえるだろう。そしてこのことは、同碑がその存立する地域に対し少なからぬインパクトを残したことも意味している。では、この石碑が地域社会に与えたインパクトとは具体的にどのような内容のものだったのだろうか。

本稿では石碑に刻まれた「風景」の分析から、碑の背景をなす「交通」を読み解き、多胡碑が地域社会の中に何をもち込み、どのようなインパクトを与えたのか、という点についてささやかな考察をめぐらせたいと思う。

付記

本稿は、第十一回飯田市地域史研究会「古代の交通と地方社会―イナ・シナノとその周辺―」(二〇一三年八月二十四日開催)において、同名の論題で行った口頭報告をもとに作成したものである。口頭報告に先立ち、古代甲斐国官術研究会第一〇〇回例会(同年七月二十四日開催)において準備報告を行った。両研究会の参加各位には多くの御教示を賜ったことを、末筆ながら記して感謝申し上げる。

なお本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業 学術研究助成基金助成金 若手研究B「日本古代 中世期における中部内陸地域の交通 交易体系に関する基礎的研究」(課題番号:23720338)による成果の一部である。

(えびぬま しんじ 山梨県立博物館)

一 多胡碑の碑文

多胡碑には次に示したような碑文が刻まれている(行取り・字配りは碑の通り)。

弁官符上野国片岡郡緑野郡甘
良郡并三郡内三百戸郡成給羊
成多胡郡和銅四年三月九日甲寅
宣左中弁正五位下多治比真人
太政官二品穂積親王左大臣正二
位石上尊右大臣正二位藤原尊

この碑文をめぐっては、古くより様々な議論が交わされてきた²⁾。ここではその中でも主要な論点であり、また本稿の論旨ともかわるものとして「弁官符」と「羊」の二点をとりあげてみたい。

まず、第一の論点として「弁官符」を考えたい。この「弁官符」については、古くは太政官符の異称であると考えられていたが、その後は弁官宣説³⁾、大宝公式令に規定されていた勅符説⁴⁾、大宝令施行当初の公式令を無視した文書様式説⁵⁾など、多くの提起がなされてきた。これらの説は、概して養老公式令13符式条に規定された上意下達の文書様式である「符」を念頭に置いた見解で、多胡碑文は何らかの様式を持つ(紙の)文書を写したものであると捉えるものであった。

しかし東野治之氏が、「符」は必ずしも上意下達の文書様式を示すわけではなく、「オホス」(仰)と訓むことができると指摘したことを重視したい。つまり「弁官符」は「弁官符(オホ)す」と訓み下すことができ、意味としては「弁官が(以下のように)命令した/おっしゃられた」と解することができるのである。

多胡碑の碑文を見ると、大ぶりの楷書で碑面いっぱい連続して文字が刻まれており、何らかの文書様式を前提に改行などの行取り・字配りがなされているように見えない。この点は、天長三年（八二六）の年紀をもつ、熊本県宇城市豊野町に所在する浄水寺寺領碑⁷と対照的である。

浄水寺寺領碑は、碑面に界線を施した上で文字が刻まれている。また、特に寺領の所在地を示す部分は、その内容に対応するように改行や割書きが用いられており、特定の様式を踏まえた紙の文書を前提に文字が刻まれていることが指摘されている。

また、石碑とは大きくその性格が異なるが、石川県河北郡津幡町加茂遺跡出土の加賀郡勝示札（嘉祥二年＝八四九）は、まさに符式文書としての郡符を掲示するために板に記したものであるが、そこには界線とともに明らかに公式令の符式を前提とした改行などが確認できる。

これらのように、紙の文書や文書様式を前提とした石碑・木簡と比較すると、特段の行取り・字配りの見られない多胡碑文に、強いて何らかの文書様式を当てはめて考える必要はないといえよう。多胡碑文は、特定の文書様式を前提としない、単なる散文と解釈するのが妥当ではないだろうか¹⁰。

次に第二の論点である「羊」について考えたい。この「羊」についても、人名説、方角説、動物説、略字説、誤字説など、様々な見解が提示されてきた。しかし近年では、「羊（比都目）」や「羊」を含む人名が、古代には多く確認されることが明らかとなり、「羊」は人名であると考えるのが一般的になっているといえよう¹¹。

また、「羊」は碑文の中の「三郡内三百戸郡成給羊」という一節に登場する。この部分では、片岡・緑野・甘良（甘楽）の三郡から三百戸を割いて作られた新郡＝多胡郡を「羊二給フ」と述べている。郡を給うとは、郡司の地位を与えるという意味であると考えられることから、「羊」は新たに設けられた

多胡郡の初代郡司に任命された人物¹²とするのが妥当だろう。

以上、多胡碑の釈読上、主要な論点となってきた二つの言葉、「弁官符」と「羊」について概観した。本稿では、前者は「符」を「オホス」と訓み、「弁官符」を特定の文書様式を備えた上意下達文書とは考えず、碑文は弁官の命令（仰せ）を散文として記したものと理解したい。また、後者については「羊」を人名とし、同時に多胡郡の初代郡司であったという見解に左袒したいと思う。したがって多胡碑文は、多胡郡の設置と「羊」の初代郡司就任に関連し、弁官（左中弁多治比真人三宅麻呂）が口頭で述べた内容とその際の「風景」を書き記したものであると考えたい。この点を踏まえて碑文を訓み下すならば、次の通りになるだろう。

弁官符（オホ）す、「上野国片岡郡・緑野郡・甘良郡并せて三郡の内、三百戸を郡と成し、羊に給ひて多胡郡と成せ」と。和銅四年三月九日甲寅なり。宣（ノ）りたまふは左中弁多治比真人、太政官は二品穂積親王・左大臣正二位石上尊・右大臣正二位藤原尊なり¹³。

以下では上記の解釈のもと、多胡碑に刻み込まれた「風景」を復元してみたい。

二 多胡碑の「風景」①—場面・参加者と期日—

先に示したように、多胡碑が左中弁多治比三宅麻呂が口頭で述べた内容と、その際の「風景」を記録したものであるとするならば、それは具体的にどのような場面だったのだろうか。

ここで鐘江宏之氏の見解に注目してみたい¹⁴。鐘江氏は、碑文の登場人物や期日などを根拠に、多胡碑に記されたのは郡司の任官儀式である郡司召（任郡司）の場面であり、「碑文の内容は、すべて郡領就任者の当日の記憶ないし覚え書き」をもとにして可能性を指摘している。この見解はその後も

新任郡司の参加を確認できる。

式部省銓擬については、原則として式部省内で実施される試練とその審査が中心となるため、そこに弁官や大臣らが関与することはない¹⁷。では郡司召についてはどうだろうか。「儀式」巻九太政官曹司序叙任郡領儀に示される郡司召の式次第をまとめると次のようになる。

ア、前日に式部省と掃部寮が太政官庁南庭に版位・標などを設置
イ、当日、式部輔以下が太政官庁南門内脇の座に待機。弁官申政の前に丞が除目簿を大臣に渡す。弁官申政後、内記が宣命文を、外記が儀式文を大臣に提出。大臣は宣命文を外記に授け、外記はそれを宣命大夫（弁大夫）に渡す

ウ、大臣が式部省を召す。丞が除目簿（唱名に使用）を受け取り輔に渡す。録が名簿（参入前の新任郡司の点検に使用）を省掌に渡し、南門外の新任郡司たちを唱計（喚計）させる。その後、輔以下録以上が東庁の座に着す

エ、省掌が国司（朝集使）・郡司を率いて南庭に参入。式部官人・弁官（弁大夫）・参議以上が殿舎の座から降立

オ、弁大夫が宣命版に着き、国司（朝集使）が朝集使版に移動。弁大夫が宣命を読み上げる。国郡司は称唯・再拜。宣制・拜舞後、参議以上・弁官・式部官人の順に復座（弁官のオホセ（符）・宣）

カ、掃部寮が位記机を搬入し、式部省の史生が位記篋を置く。録が篋から位記を取り出し郡司に授与。史生が篋、掃部寮が机を撤去

キ、式部輔が録に除目簿を渡す。録は唱名標に着いて道次に従って唱名。郡司は称唯して郡司版に着き、十人になるごとに西庁前に列立（唱名）

ク、唱名後、省掌・国郡司・式部官人・弁官・参議以上の順で退出
これをもとに郡司召参加者を整理すると、

支持されている¹⁵ものの、鐘江氏も含め、詳細な検討を加えているとはいえない。そこで本稿では、屋上屋を架すことになるが、①場面・参加者、②期日、③郡司召で多胡郡設置が宣言される可能性、の三点について先学によりながら改めて検討を加えてみたい。便宜上、本節ではこのうちの①②について考察する。

本節での考察に先立ち、まず郡領（大領・少領）の任用手続きを確認しておきたい。この手続きについては、延喜太政官式¹³任郡司条に端的に示されている。

凡¹諸国銓擬言²上郡司大少領³者⁴式部対試造⁵簿⁶、⁷先申⁸大臣⁹即奏聞¹⁰。詔¹¹式部書¹²位記¹³請印¹⁴、其後於¹⁵太政官¹⁶、式部先授¹⁷位記¹⁸、次唱¹⁹任人名²⁰、如²¹除目儀²²（事見²³儀式²⁴）。

このように郡領の任用手続きは、右に示したi～ivの四つの内容で構成される。それぞれをまとめると次のようになる。

- i. 国擬・国司による候補者の選抜と中央（式部省）への推薦
- ii. 式部省銓擬・式部省での試練（口頭試問と筆記試験）
- iii. 郡司読奏・国擬や式部省銓擬の結果を天皇・太政官に報告。任用を審議・決定

iv. 郡司召・太政官庁での新任郡司の唱名と位記の交付（任官儀式）

この手続きは「延喜式」の規定を参考に復元したものであるが、その内容は概ね八世紀以前の評官人の任用にまで遡ると考えられる¹⁶。したがって、多胡碑の建てられた八世紀前半においても同様であったと考えてよい。このうち、郡司任官者本人が参加するのは、iiの式部省銓擬とivの郡司召である。前者は本人が試練を受けることが、延喜式部式下36試郡司条に記されており、後者については後に触れる「儀式」巻九太政官曹司序叙任郡領儀の記述から、

- ④ 大臣以下参議以上の公卿
- ⑤ 式部省の官人（輔以下）…新任者の唱名
- ⑥ 弁官（弁大夫）…宣命を読み上げる
- ⑦ 国司（朝集使）…新任郡司の引率
- ⑧ 新任郡司

となる。そして多胡碑文の登場人物は、
 ⑦羊（多胡郡初代郡司）
 ⑧多治比真人（多治比三宅麻呂、左中弁）
 ⑨穂積親王（知太政官事）
 ⑩石上尊（石上麻呂、左大臣）
 ⑪藤原尊（藤原不比等、右大臣）
 である。この両者を対照させると、郡司召参加者の④と多胡碑の⑤⑥⑦⑧が、同様に④と⑧、⑥と⑦が対応していることが分かる。したがって①場面・参加者という点については、多胡碑に描かれた「風景」を郡司召の様子と考えるも特に矛盾しないことが確認できるだろう。

次に②期日の点について確認しておきたい。先に i-iv で示したような郡司の任用手続きについては、弘仁式段階では十二月から翌年の五月にかけて実施されていた¹⁸。ところが、奈良時代前期—おそらく延暦十六年（七九七）以前—にはこれより全体を約二カ月前倒しした日程が実施されていたと考えられる。この点については、かつて詳しく論証したことがあるため¹⁹、以下にその結果のみを掲げておきたい。

- a. 十月～十一月 国擬
- β. 十一月～十二月一日 郡司候補者の式部省参集
- γ. 十二月～二月中旬 式部省参集
- δ. 二月下旬 郡司読奏

郡司（爾）任給（布）人等（爾）、冠位上給（比）治賜（波久止）宣大命（乎）、衆聞食（止）宣。

年四月廿日（前一日付）内侍。

『柱史抄』は、藤原孝範によつて貞永元年（一二三二）頃に成立したと考えられる故実書で、内記の関与する位記の執筆や請印などの手続きを、位記や宣命の実例を掲げながら解説したものである²¹。かなり下った時代の例にはなるが、郡司召の際に読み上げられた「例宣命」が示されている。これを見る限り、その内容は新たな郡司任官者に「冠位」即ち位階を授けるといふものになっている²²。では位階の授与を内容とする宣命に加えて、弁官が新郡の設置に関するような内容を口頭で通達するといったことは想定され得るのだろうか。この点について『続日本紀』に見える任官記事を素材に考えてみたい。

奈良時代の任官儀礼については、『続日本紀』神護景雲二年（七六八）十一月癸未条に、任官者に代わり式・兵部省の省掌が朝廷に参会して称唯していたことが見え、また養老公式令68授位任官条に、授位や任官の場で官人の名を読み上げることが確認できる。これらは、任官者（やその代理）が一所に集まり、名の読み上げ（唱名）に応じて称唯するという、儀式書等からうかがえる平安時代の任官儀礼（除目下名）の基本構造と共通していることから、奈良時代の任官儀礼も基本的には平安時代と同様の構造をとっていたと考えられている²³。郡司の任官儀礼は一般官職とは別に開催されるものであるが、先に示したように、新任者の参集や唱名といった要素が確認でき、全体構造としては大きく変わるものではない。

このことを念頭に『続日本紀』の任官関係記事の考察から、郡司召を含めた任官儀礼の場で、当該任官と関連する内容の事項が口頭伝達され得たのかどうかを考えてみたい。

ε. 二月下旬～三月 郡司召

翻つて多胡碑文を見てみると、「三月九日」に「左中弁多治比真人」が「宣」したことが確認できる。すると期日という点から考えても、多胡碑は郡司召の場面を描いていると理解することが可能となるだろう。また『続日本紀』文武天皇二年（六九八）三月庚午条は、

庚午。任諸国郡司。因詔、諸国司等銓擬郡司、勿有偏党。郡司居任、必須如法。自今以後不違越²⁴。

というものであるが、これは郡司召の場面で発せられた詔であることが従来から指摘されており²⁵、飛鳥浄御原令制下から郡司召は三月に行われていたと考えることができるのである。したがって②期日についても、多胡碑文を郡司召と関連させて考えても何ら問題はないことが分かる。

では③郡司召で多胡郡設置が宣言される可能性についてはどうだろうか。ここで節を改めてこの問題を考察してみたい。

三 多胡碑の「風景」② — 多胡郡設置宣言 —

本節では、郡司召の場で多胡郡の設置に関する宣言がなされ得たかどうかを確認してみたい。この点は特に、先学においては十分に論じられてこなかったように思われる。

郡司召の次第を見てみると、確かに弁大夫が宣命を読み上げることになっている（オ）。その点では「弁官」が「符（オホ）」せていたことは間違いない。では弁大夫の読み上げた宣命とは一体どのようなものだったのだろうか。次に掲げたのは『柱史抄』上巻四月の部分である。

廿日任郡司位記。（近代絶不被^レ行之。）

宣命。（用杖。賜郡司爵例宣命。）

天皇（加）詔旨（止）宣（布）大命（乎）衆聞食（止）宣（フ）。今国々（乃）

『続日本紀』の任官記事は、そのほとんどが誰をどの官職に任じたのかを示すのみの簡単なものである。しかしその中には、当該任官に関連する内容の詔・勅などが付随している例も確認できる。末尾の「表『続日本紀』の任官記事と付随事項」はそのような事例をまとめたものである。

表に挙げた事例の検討に先立ち、まずは『続日本紀』天平宝字八年（七六四）九月甲寅（二十日）条に注目してみたい。

（前略）是日、討賊將軍從五位下藤原朝臣藏下麻呂等凱旋獻捷。詔曰、
 （中略）復勅（久）、（中略）然之【筆者注…藤原仲麻呂】我奏（之久）、
 此禪師【筆者注…道鏡】（乃）昼夜朝庭（乎）護仕奉（乎）見（流仁）、
 先祖（乃）大臣（止之天）仕奉（之）位名（乎）繼（止）念（天）在人（奈
 利止）云（天）、退賜（止）奏（之可止毛）、此禪師（乃）行（乎）見（尔
 至）天（淨）之。仏（乃）御法（乎）繼隆（武止）念行（末之）朕（乎
 毛）導護（末須）己師（乎夜多夜須久）退（末都良武止）念（天）在（都）。
 （中略）故、是以（天）、帝（乃）出家（之天）伊末須世（仁方）、出家（之
 天）在大臣（毛）在（倍之止）念（天）、樂（末須）位（仁方阿良祇止毛）、
 此道鏡禪師（乎）大臣禪師（止）位（方）授（末都流）事（乎）諸聞食（止）宣。（中
 略）又勅、以道鏡禪師、為大臣禪師。所司宜知此狀。職分封戸
 准大臣施行。（後略）

これは藤原仲麻呂の乱の収束後に出された、孝謙太上天皇の詔（宣命）と、それに関連する内容の勅である。傍線部を含む前段は、複数項目にわたる内容を持つ宣命（詔）であるが、その中には道鏡の処遇に関するものが含まれている。即ち、かつては仲麻呂の讒言により道鏡を斥けざるを得なかったが、今後は自ら（孝謙）称徳天皇）も出家した天皇として国政を執ることになるため、徳の高い僧である道鏡を大臣禪師として重用するという旨を述べている。そしてこの宣命に続いて、道鏡を大臣禪師に任じ職分田や封戸を大臣に

準じて与えることを指示した漢文の勅が記されている(波線部)。ここでは漢文勅だけではなく、官人らを前に口頭で読み上げるための宣命が用意されていることに留意したい。

任大臣に関しては、天平宝字四年(七六〇)の仲麻呂の大師(太政大臣)任官²⁴以来、特別に宣命によって任命されることが慣例化していく²⁵。したがって任大臣儀(大臣召)では宣命という形で、任官事由の口頭による説明が伴っていたことになる。大臣とそれ以外の官職の任官儀礼の違いには十分留意する必要があるが、一般官職の任官儀礼の場でも当該任官に関連する内容が口頭伝達されていた可能性を否定できないのではないだろうか。このような視点から、表のNo①④⑧の事例を検討してみたい。

No①は先に掲げた『続日本紀』文武天皇二年三月庚午(十日)条である。すでに指摘した通り、この記事は郡司召の際に発せられた詔であると考えられる。「銓擬郡司、勿有偏党。郡司居任、必須如法。自今以後不違越」という、国司・郡司にかかわる詔の内容を勘案すれば、両者が参列することになっていった郡司召の場でこの詔の内容が口頭伝達されていたと想定することは合理的であろう。

次にNo④天平宝字二年(七五八)正月戊寅(五日)条に着目してみたい。(前略)又詔曰、朕聞、則天施化、聖主遺章、順月宣風、先王嘉命。故能二儀無愆、四時和協、休氣布於率土、仁寿致於群生。今者、三陽既建、万物初萌。和景惟新、人宜納慶。是以、別使八道、巡問民苦、務恤貧病、矜救飢寒。所冀、撫字之道、將神合仁、亭育之慈、与天通事、疾疫咸却、年穀必成、家無寒饑之憂、国有来蘇之樂。所司宜知差清平使、勉加賑恤、称朕意焉。以從五位下石川朝臣豊成、為京畿内使。録事一人、正六位下藤原朝臣浄弁、為東海東山道使。判官一人、録事二人、正六位上紀朝臣広純、為北陸

の内容を持つ詔・勅などが付随している例が見られ、表の他の事例も含め、それらは任官儀礼の場において口頭で披露されていた可能性が高いのではないだろうか。

先述した天平宝字八年の道鏡任大臣禪師の事例では、宣命とともにそれと同内容の漢文勅も併記されていた。『続日本紀』以降の国史には、このように宣命と漢文詔勅が対になって記される例が他にも見られ、宣命は官人集団への宣告としての役割を担い、対応する漢文詔勅は宣命の内容を具体化し法令として機能させるためのものであることが指摘されている²⁷。さらに『続日本紀』には漢文記事のみが掲載されている²⁸。No①④⑧をはじめ、表に挙げた事例中、付随事項が詔勅の形をとっているものの中には、それに対応する宣命が作成されていた可能性が想定されるのではないだろうか。とするならば、大臣に限らず任官儀礼の場で宣命として宣読されていたり、宣命としては用意されなくとも、当該任官に関連する内容が口頭伝達されていたと考える余地は十分認められるのではないだろうか。

平安時代の任官儀礼を考察した佐々木恵介氏は、その目的を「除目や宣命を一定の次第に従って読み上げることにより、任官の事実を公表し、確定することであると指摘している²⁹。このことは特に任大臣儀や叙位の際の宣命に「衆聞食」(モロモロキキタマヘ)とあることから明瞭であるが、先に述べたように任官儀礼の構造が奈良時代にまで遡り得ることを念頭に置けば、その目的も同様であったと考えることができるだろう。すると任官儀礼の場は、奈良時代より一貫して、その任官に関連する内容を披露・周知する場としてふさわしいものであると考えられるだろう。

ここで多胡碑に立ち返りたい。多胡碑文に見られる弁官の「符」(オホセ)の内容は、上野国の片岡郡・緑野郡・甘良郡の三郡の一部を割き、新たに多

道使。正六位上大伴宿禰潔足、為山陰道使。正六位上藤原朝臣倉下麻呂、為山陽道使。從六位下阿倍朝臣広人、為南海道使。正六位上藤原朝臣楓麻呂、為西海道使。道別録事一人。

この記事は問民苦使を任命した際のものである。波線部には京畿内と七道ごとに任命された使が列挙されているが、その前段である傍線部に注目したい。ここでは問民苦使の派遣理由と職掌を示した詔が掲載されている。問民苦使のような令外官の場合には、その目的や職掌を明示する必要があるため、任命の場においてそれらを明示した詔の内容が口頭で披露されていた可能性を想定できるだろう。

最後にNo⑧神護景雲二年二月癸巳(十八日)条を確認したい。

癸巳。以正三位弓削御淨朝臣清人、為大納言。内堅卿衛門督上総守如故。(中略)從五位下布勢王、為内膳正。(中略)是日、勅、准令、以高橋・安曇二氏、任内膳司。一者為奉膳。其以他氏、任之者、宜名為正。

この記事は長大な任官記事であり、(中略)の部分にはこの時の任官者が列挙されている。その中で布勢王が「内膳正」に任官していることが注目される。この日の記事は、一連の任官記事に続けて傍線部のような勅を掲載している。そこでは高橋・安曇氏の二氏から内膳司の長官を任用する場合には、その称を「内膳奉膳」とするのに対し、他氏を任命する場合には「内膳正」と称するように定めている³⁰。これは前段の任官記事に見られる、布勢王の「内膳正」任官と密接にかかわる勅であることは明らかであろう。この勅がなければ、布勢王が「内膳奉膳」ではなく「内膳正」に任じられている理由が明確にはならないのである。したがってこの事例も、傍線部の勅の内容が、任官の場で披露された可能性が十分考えられるだろう。

以上のように、『続日本紀』の任官記事の中には、その時の任官にかかわ

多胡郡を設置するとともに、「羊」なる人物をその初代郡司に任命するというものであった。多胡郡は新設の郡であり、その郡司を任命する前提として、多胡郡の設置を明確にする必要があるだろう。先に見たように、奈良時代以来、任官儀礼の場において当該任官と深くかわる詔勅の内容が口頭伝達されていた可能性を踏まえれば、和銅四年の郡司召の場で、新任郡司の授位の宣命に加え、多胡郡の新設に関しても、弁官による口頭伝達が行われていた蓋然性は高いのではないだろうか³⁰。

以上二節にわたって、①場面・参加者、②期日、③郡司召で多胡郡設置が宣言される可能性、の三点から多胡碑の「風景」について考察した。散文である多胡碑文は、鐘江氏が指摘したように郡司召の場面を描写したものであると考えて差し支えないだろう。多胡碑の「風景」とは、初代多胡郡司に任命された「羊」が参加した、平城京で行われた郡司召という儀礼の様子と考えられるのである。つまり多胡碑文は、和銅四年の郡司召の際に、当時の左中弁多治比三宅麻呂が「上野国片岡郡・緑野郡・甘良郡并せて三郡の内、三百戸を郡と成し、羊に給ひて多胡郡と成せ」と口頭で宣言し、その場に太政官の最高幹部として知太政官事穂積親王、左大臣石上麻呂、右大臣藤原不比等が列席していた、というその情景を散文化したものであったのである。叙上のように、多胡碑とは上野国から遠く離れた都の、まさに国家権力の中枢部で行われた儀礼を文章化し、石に刻み込んだものであると考えられるのである。

四 「羊太夫伝承」と「交通」

これまでの考察により、多胡碑とは新たに設置された多胡郡の初代郡司となった「羊」が参加した、平城京における郡司召の「風景」を文章化したものであるということを指摘した。では、このような石碑の存在は、地域社会

の中でどのような意味を持ったのだろうか。本節ではこの点について「羊太夫伝承」をもとに考えてみたい。

「羊太夫伝承」とは、多胡碑の所在する旧吉井町を中心に伝えられているものである。現在、様々なバリエーションの説話が伝えられているが、その最も初期の例と考えられるのが、十四世紀後半の延文年間に成立したとされる『神道集』に収録された「上野勢多郡鎮守赤城大明神事」に登場する「羊太夫」である³¹。

この説話は、罪科を得て上野国勢多郡へと流された高野辺左大将家成の一家をめぐる悲劇を描いたものである。家成には男子が一人、娘が三人おり、また後妻との間にも一人の娘を儲けていた。のちに家成は罪を許され、息子とともに都で朝廷に仕えている間に、上野では継母によって二人の娘が殺害されてしまう。下向途中にこの知らせを聞いた家成は、上野に到るものの世をはかなみ、その場で自害する。一人生き残った末娘の伊香保姫の乳父である群馬郡の地頭伊香保大夫伊保は、都に残る家成の息子、高野辺中納言に二人の妹の死と父の自害を急報する。この場面に使者として登場するのが「羊太夫」である。「羊太夫」から知らせを受けた中納言は上野へと向かい、継母とその弟である更科次郎を討伐する。以上が「上野勢多郡鎮守赤城大明神事」の内容である。

先に述べたように、「羊太夫」は上野での出来事を都に急報する際に使者として登場するが、その様子は次のように描かれている。

(前略) 其後群馬郡地頭、伊香保大夫、自河西北郡内聞足早、羊云^二太夫一人召、文書、二人姫君并大将殿御自害事都申。此羊大夫申、今時上野国多胡荘立都上、未時御物沙汰合、申時国下付間、羊大夫申。(後略) 即ち、「羊太夫」は「足早」で知られた人物で、午の時(正午頃)に多胡荘を出発すると、未の時(午後二時頃)には都で用を済ませ、申の時(午後

四時頃)には帰国することができたとされている。この説話は、近世に入ると「羊太夫」を主人公としたものへと発展し、「羊太夫」は「八束小腰」という従者の不思議な力によって、奈良の都へ日参し朝廷に仕えていたとされるようになる。無論、このような説話は非現実的なものであり史実であるとはみせない。しかし「羊太夫」の「足早」という属性は看過すべきではないだろう。

「羊太夫」の「足早」という属性は、『神道集』の中に表れていることから、同書以前(十四世紀後半以前)に既に成立していたと考えられることができる。また、江戸時代中期に多胡碑が書家をはじめとした学者たちの注目を浴びるようになった際には、当初から多胡碑と関連するものとして「羊太夫伝説」が伝えられており、多胡碑と「羊太夫」伝説との結合は、近世知識人の発想ではなく、古くから地元で伝えられたものであることが指摘されている³²。したがって「足早」の「羊太夫」伝承の成立は、南北朝時代以前に遡るもので、それは多胡碑文の中の「羊」に由来するものと考えられるのである。

では、この「羊太夫」の「足早」という属性は何を意味するのだろうか。「羊太夫」の「足早」の根拠は、多胡郡と都とを四時間程度で往復できることにあった。つまり都との「交通」がこの属性の背景となっているのである。そして先に指摘したように、多胡碑は都で行われた郡司召の「風景」を描いたものであり、「羊太夫」の原型である碑文の「羊」は、初代多胡郡司であったと考えられるのである。このように考えると、「羊太夫」の「足早」という属性は、初代多胡郡司である「羊」の都との強い結びつきという事実を読み替えることが可能となるだろう。ここに多胡碑の「風景」に潜む「交通」を読み取ることができないのではないだろうか。

郡司の中でも、その長官・次官たる大領・少領(郡領)は奏任の官とされ³³、天皇の関与によって任用される地位とされていた。このことは任用手続きの

が指摘されており、郡家の設置に際しては、郡の範囲を越えた広域交通の便が意識されていたと考えられる³⁶。

もし多胡碑が郡家に付属する記念物として建碑されていたとするならば、同碑は広域交通の要に建っていたことになる。とすれば、その「風景」の背後にある「交通」は現実の交通路に接続することで、より実感あるものとして地域社会の中に浸透していったことであろう。このことは、初代郡司「羊」とその一族の権威が、広域交通に乗って地域社会の中に広く浸透していったであろうことを意味している。

以上、多胡碑についてささやかな愚考をめぐらせた。先行研究の理解不足や論理の飛躍が多々あるかと思う。また論じ残した点多が、これらは全て今後の課題とし、ひとまずは擱筆したい。

おわりに

中に郡司読奏が含まれていることから明瞭である。郡領は天皇の関与によって任用されるということが重要な点であり、そのことが古代国家の地方支配における中央集権性を保障していた³⁴。同様に郡領に任用される地方有力者の立場からしても、地域支配の局面における権威の拠り所として、天皇や都との結びつきは不可欠なものであったはずである。

多胡碑から読み取れる「交通」は、叙上のように古代の地域支配を支える重要な役割を果たしていたといえ、それ故に地域社会にも大きなインパクトを与えたといえるのではないだろうか。多胡碑が地域の中で忘れ去られることなく存立し続けることができたのは、多胡碑が都との「交通」を前提に地域支配と強く結びつく重要な存在に他ならなかったからなのである。

本稿では多胡碑の「風景」を復元し、その背景に横たわる都との「交通」の存在を指摘した。都での郡司召の「風景」を刻み込んだ多胡碑文は、初代多胡郡司である「羊」を媒介とした都と地域を結ぶ「交通」の象徴であった。都と地域の「交通」は、古代国家の立場からすれば、自らの権威を日本列島の隅々にまで浸透させ、中央集権的な地方支配を確立するという意味で重要であった。また、地域社会の側に立てば、天皇や朝廷との関係性を示すことになる都との「交通」は、地域支配者層の権威を支えるものとして不可欠なものでもあった。このような都との「交通」は、その重要性ゆえに地域社会に強いインパクトを与えることとなり、その産物の一つが「羊太夫伝承」であるといえよう。

多胡碑の建つ地は、「御門」の字名や近在する大宮神社の存在から、多胡郡家の所在地であったのではないかと推測されている³⁵。そして郡家は、国府や近隣郡家との交通、あるいは郡内交通に至便な場所に立地していたこと

註

- 1 金井沢碑については、国学者奈佐卓勝の旅日記である『山吹日記』(天明六年(一七八六))の中に、現在の所在地付近から掘り出されたという伝聞が記されている。また、近隣の村人が洗濯石として用いていたなどの話も伝わっており、神龜三年(七二六)の建碑のち近世に至るまでの間に、石碑としての認識が失われていたことが分かる。那須国造碑も同様で、延宝四年(一六七六)に、磐城の僧侶である円順が草むらに埋もれていた同碑を発見したことがきっかけとなり、徳川光圀によって保存措置が講じられた石碑である。このように古代の石碑の中には建碑後に忘れ去られ、近世になり「再発見」されたという来歴をもつものが少なくない。古代の石碑の来歴等に関しては、前沢和之『古代東国の石碑』(山川出版社、二〇〇八)、佐藤信編『日本古代金石文資料集成』(二〇〇八年度)二〇一〇年度科学研究費補助金研究成果報告書『古代日本列島における漢字文化受容の地域的特性の研究』(二〇一一)参照。

- 2 多胡碑の研究史については、高島英之「多胡碑」(『古代出土文字資料の研究』

- 東京堂出版、二〇〇〇、初出一九九九)に的確にまとめられている。
- 3 東野治之「上野三碑管見」(『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三、初出一九八〇)、「上野三碑」(『日本古代金石文の研究』岩波書店、二〇〇四、初出一九九二)。
 - 4 森田悱「上野国多胡建郡碑の弁官符について」(『続日本紀研究』二六六、一九八九)。
 - 5 坂上康俊「符・官符・政務処理」(『日中律令制の諸相』東方書店、二〇〇二)。
 - 6 東野治之「日本語論」(『長屋王家木簡の研究』塙書房、一九九六)。
 - 7 浄水寺寺領碑に関しては、「肥後国浄水寺古碑群」(熊本県豊野町教育委員会、二〇〇四)。また、国立歴史民俗博物館編「古代の碑」(国立歴史民俗博物館、一九九七)、東野治之・平川南「歴博ブックレット⑦ よみがえる古代の碑」(歴史民俗博物館振興会、一九九九)も参照。
 - 8 平川南「浄水寺寺領碑」(『肥後国浄水寺古碑群』熊本県豊野町教育委員会、二〇〇四)。
 - 9 加賀郡勝示札については、平川南監修・(財)石川県埋蔵文化財センター編「発見! 古代のお触書」(大修館書店、二〇〇一)を参照。
 - 10 前沢和之「日本古代の石文と地域社会」(『古代東アジアの情報伝達』汲古書院、二〇〇八)でも、多胡碑は律令公文を直接書き写したのではなく、建立者が構文したもの指摘されている。
 - 11 有富田紀子・稲川やよい・北林春々香「参考資料」(『東国石文の古代史』吉川弘文館、一九九九)。
 - 12 前掲註11論文。
 - 13 なお碑文の登場人物は次の通り。左中弁多治比真人↓多治比三宅麻呂、左大臣正二位石上尊↓石上麻呂、右大臣正二位藤原尊↓藤原不比等。
 - 14 鐘江宏之「口頭伝達の諸相」(『歴史評論』五七四、一九九八)。
 - 15 川尻秋生「口頭と文書伝達」(『文字と古代日本』2 吉川弘文館、二〇〇五)、平川南「多胡碑の輝き」(『多胡碑が語る 古代日本と渡来人』吉川弘文館、二〇一〇)など。

- 28 前掲註27榎木論文には、「柱史抄」上巻正月に収録された宝龜六年(七七五)の白馬節会の宣命と『続日本紀』の同日条の事例、『東宮元服祝文』(『続群書類従』第十一輯)の引用する延暦七年(七八八)正月十五日の皇太子(安殿親王)元服の宣命と『続日本紀』同日条の事例などが指摘されている。
 - 29 佐々木恵介「古代における任官結果の伝達について」(『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇二)。
 - 30 なお『続日本紀』では、和銅四年三月辛亥(六日)条に多胡郡の設置記事が見えており、碑文(九日)と一致しない。これについては、六日に多胡郡設置が決定され、九日の郡司召の際にその旨が披露されたと考えたい。
 - 31 以下、当該説話に関しては『神道大系 文学編一 神道集』(神道大系編纂会、一九八八)にもとづいて考察している。
 - 32 堀口育男「羊太夫説話伝承考」(『伝承文学研究』三二、一九八六)。
 - 33 養老選叙令3任官条および『令集解』同条。
 - 34 拙稿「郡司と天皇制」(『史学雑誌』一一六―一二、二〇〇七)。
 - 35 尾崎喜左雄「多胡碑」(中央公論美術出版、一九六七)など。
 - 36 山中敏史「評衡・郡衙成立の歴史的意義」(『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、一九九四、初出一九八三)、門井直哉「律令時代の郡家立地に関する一考察」(『史林』八三―一、二〇〇〇)。
- (いわした とおる 大阪市立大学大学院講師)

- 16 早川庄八「選任令・選叙令と郡領の「試練」」(『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六、初出一九八四)、森公章「評衡の任用方法について」(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九九七)、拙稿「擬郡司帳管見」(『続日本紀研究』三六六、二〇〇七)註(10)。
- 17 拙稿「宣旨による郡司の任用」(『延喜式研究』二二、二〇〇六)参照。
- 18 『本朝月令』四月廿日奏郡司擬文事所引弘仁式部式逸文。
- 19 前掲註16拙稿。また前掲註14鐘江論文、15川尻論文も参照。
- 20 前掲註16早川論文など。
- 21 『群書類題 第六』(続群書類従完成会、一九六〇)。岩橋小弥太氏執筆。
- 22 律令制下では官位相当の制にもとづき、保有する位階に応じた官職が与えられることになっていたが、郡司の場合は位階の保有を前提とはせず、郡司に任用されることで位階が与えられることになっていた(養老選叙令13郡司条。任官と同時に大領は外従八位上、少領は外八位下に叙された。郡司召でことさら授位に言及されるのは、このような制度が背景にあると考えられる)。
- 23 早川庄八「八世紀の任官関係文書と任官儀について」(『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六、初出一九八二)、西本昌弘「八・九世紀の内裏任官儀と可任人名簿」(『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七、初出一九九五)。
- 24 『続日本紀』天平宝字四年正月丙寅条。
- 25 古瀬奈津子「儀式における唐礼の継受」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八、初出一九九二)。
- 26 なおこの時の措置は、延喜式部式上148内膳長官条に継承されている。
- 27 榎木謙周「宣命に関する一考察」(『日本古文学論集』4 古代Ⅱ 吉川弘文館、一九八八、初出一九八〇)。なお、詔書と宣命との関係性については小林敏男「詔書式と宣命」(『古代天皇制の基礎的研究』校倉書房、一九九四、初出一九八二)、大平聡「奈良時代の詔書と宣命」(『奈良平安時代史論集 上巻』吉川弘文館、一九八四)も参照。

No.	年月日	任官内容	付随事項	備考
①	文武2年3月10日 (698)	郡司	国司に郡司銓擬の際の公正を、郡司に遵法を指示	付随事項は詔
②	養老3年7月13日 (719)	按察使	按察使の職掌を指示	詔勅の形をとらず
③	宝字元年5月20日 (757)	紫微内相 (藤原仲麻呂)	紫微内相の職掌・地位を指示	付随事項は詔
④	宝字2年正月5日 (758)	問民苦使	問民苦使の派遣理由と職掌に言及	付随事項は詔 詔は任官記事より前に掲出
⑤	宝字2年8月25日 (758)	大保 (藤原仲麻呂)	「惠美押勝」の賜与、功封・功田の支給、鑄銭・拳縮・家印使用の許可	付随事項は勅
⑥	宝字3年7月3日 (759)	諸官 (糺政尹=彈正尹を含む)	彈正尹の官位相当の変更	付随事項は勅 勅は任官記事より前に掲出
⑦	神護2年9月23日 (766)	巡察使	巡察使の職掌を指示	詔勅の形をとらず
⑧	景雲2年2月18日 (768)	諸官 (内膳正を含む)	内膳司の長官を、高橋・安曇氏の場合は奉膳、それ以外の氏は正とすることを指示	付随事項は勅

表『続日本紀』の任官記事と付随事項